

〔旧〕 質物保管設備に対する基準

昭和29年 4月13日  
公安委員会告示第7号

改正 昭和41年 3月公安委員会告示第17号

質屋営業法（昭和25年法律第158号）第7条の規定に基き質物保管設備に対する基準を次の通り定める。

質物保管設備に対する基準

（目的）

第1条 質屋営業法（昭和25年法律第158号、以下「法」という。）及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号、以下「規則」という。）に基づく営業の許可は、質物の火災、水害、盗難及び鼠害等による被害を予防するため、この保管設備の基準に適合しなければならないものとする。

（規模）

第2条 保管設備の大きさは有効に使用される部分の床面積が6.6平方メートル以上、天井の高さは床面より2.2メートル以上としなければならない。

2 前項の床面積の計算には、棚及びそれに類するものを含まない。

（構造）

第3条 外周部を構成する壁体は耐火構造とし、のき裏は防火構造、屋根は不燃材料を使用しなければならない。

2 前項の耐火構造及び防火構造とは建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）の規定を準用するものとする。

3 床高さ、地盤から60センチメートル以上離さなければならない。但し、床下に「コンクリート」「タタキ」その他適当な防湿方法を施した場合は、この限りでない。

4 通風、採光上適当な窓、換気口を設けなければならない。

（防火設備）

第4条 出入口、窓等の開口部は令第110条第2項に定める乙種防火戸又はこれに準じた扉を設け非常の際は直ちに閉鎖のできるよう施設しなければならない。

2 前項の防火戸又は扉を閉鎖したときはすき間が生じない構造とし、且つ、防火戸又は扉の取付部分が閉鎖したときに露出しないようしなければならない。

3 出入口に、適当数の消火器を設けなければならない。

（盗難予防の設備）

第5条 出入口の戸には、堅ろうな錠前を設けなければならない。

2 出入口以外の開口部には、戸或は扉の開閉に差支えない鉄格子を設けなければならない。

3 前項の鉄（棒）格子の径は、16ミリメートル以上若しくはこれと同等の効力を有すると認められるものとし、その間隔は10センチメートル以下としなければならない。

（ねずみ出入防止設備）

第6条 出入口及び外壁の開口部には、取りはずし又は開閉のできる金網戸を設けなければならない。

2 前項の金網の網線径は、0.7ミリメートル以上とし、網目は1センチメートル以内としなければならない。

（設備の維持）

第7条 営業者は、保管設備がこの告示の定める基準に常時適合する状態を維持しな

ければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、昭和29年5月1日から施行する。

(猶予期間)

2 この告示施行の際、現に質屋営業法の規定により許可を受けて営業中のもので、この告示の定める基準に適合する保管設備を有しないものは、昭和32年4月末日までにこれを完成しなければならない。

附 則 (昭和41年3月18日公安委員会告示第17号)

この告示は、昭和41年4月1日から施行する。